

平成27年度

包括外部監査結果報告書
【概要版】

「補助金等に関する事務の執行について」

平成28年3月

和歌山県包括外部監査人

公認会計士 大川幸一

目次

第1 包括外部監査の概要	1
【1】外部監査の種類.....	1
【2】選定した特定の事件（テーマ）	1
【3】特定の事件（テーマ）を選定した理由	1
【4】包括外部監査対象期間.....	1
【5】外部監査の方法.....	1
1. 監査の要点及び視点	1
2. 主な監査手続	2
【6】外部監査の実施時期	2
【7】外部監査人補助者の資格と名称.....	2
【8】利害関係.....	2
第2 監査の結果及び意見の総括	3
【1】複数の補助金で発見された結果及び意見	3
【2】各補助金に対する結果及び意見の総括	6
1. 事業計画書について	6
2. 計画に対する実績の進捗管理について	6
3. 補助対象経費について.....	7
4. 実績報告書について	8
5. その他.....	9

第1 包括外部監査の概要

【1】外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第2項に基づく包括外部監査

【2】選定した特定の事件（テーマ）

補助金等に関する事務の執行について

【3】特定の事件（テーマ）を選定した理由

県では、持続可能な財政構造への転換を図るため、「新行財政改革推進プラン～持続可能な県政へ～」（平成20年3月）に基づき、「新行財政改革推進プランの実施方針について」（平成21年2月）を策定し、事務事業の見直しの中で補助金の見直し（廃止・終期設定・制度見直し・縮減等）に係る実施方針が示された。さらに、平成24年3月に「新行財政改革推進プラン（改定版）～持続可能な県政へ～」を策定し、平成28年度までを見据えた行財政改革推進の一環として、事務事業の一層の見直しに取り組んでいる。

このように、県ではここ数年、事務事業の見直しを全庁あげて強力に進めているが、そのような状況下においては、補助金等（補助金、負担金、利子補給金、その他相当の反対給付を受けない給付金）の交付の必要性、公益性や経済性等が一層求められる。

包括外部監査において、総合的・全体的な視点から、これまでの県の上記の取組が十分に効果を発揮できているか、また、補助金等の交付手続の合規性、補助事業の公益性や3E（経済性、効率性、有効性）について検証する意義は大きいと判断し、特定の事件として選定した。

【4】包括外部監査対象期間

平成26年度（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）

ただし、必要に応じて過年度及び平成27年度の一部についても監査対象とした。

【5】外部監査の方法

1. 監査の要点及び視点

（1）県全体としての補助金等の見直しの状況について

➤新行財政改革推進プランを踏まえた事務事業の見直しの中で、個別の補助金等の交付に対する効果測定結果が、県全体としての事務事業及び補助金等の見直しに活かされているか。

（2）個別の補助金等の交付について

➤個別の補助金等の交付に関する事務の執行は、法令、条例、規則等に準拠してい

るか（合規性）。

- ▶個別の補助金等の交付に関する事務の執行は、公益性や 3E（経済性、効率性、有効性）が確保されているか。
- ▶個別の補助金等の交付に対する実績報告が適切に行われているか。
- ▶個別の補助金等の交付に対する効果が適切に測定・把握され、評価されているか。

2. 主な監査手続

- 関連する法令・条例・規則等の閲覧
- 新行財政改革推進プランのうち補助金に係る部分の進捗状況に関する資料閲覧、担当者への質問
- 各補助金の概要理解を目的とする所管課へのアンケート調査
- 各補助金についてのヒアリング及び関連書類の閲覧、担当者への質問
- その他、監査の実施過程で必要と認められた監査手続

【6】外部監査の実施時期

平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 9 日まで

【7】外部監査人補助者の資格と名称

公認会計士	牧野康幸
公認会計士	江川清俊
公認会計士	辻井芳樹
公認会計士	東條晋太郎
公認会計士	長谷川くにこ
会計士試験合格者	柳川英紀
会計士試験合格者	成山哲平
会計士試験合格者	孝橋美鈴

【8】利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 に規定する利害関係はない。

なお、本報告書に記載した数値については、基本的には表示単位未満を切り捨てているが、入手した資料によっては四捨五入しているものをそのまま表記しているものもある。

第2 監査の結果及び意見の総括

【1】複数の補助金で発見された結果及び意見

(1) 具体的な成果指標を設定し補助金の有効性・必要性を検証すべき（意見）

補助金の目的達成度や効果を測定するためには、具体的な成果指標を設定することが必要であり、当該設定により補助金の有効性・必要性の検証が可能となるが、現状では具体的な成果指標が設定されていない補助金が多く見受けられた。

成果指標を設定しなければ補助金の目的達成度や効果の測定が不明確となる。各補助金の目的に照らして具体的な成果指標を設定するとともに、事務事業評価調書等で補助金の有効性・必要性を検証すべきである。

(本編第4のNo. 7、8、11、12、13、14、18、19、21、23、25、31、34、35、41、42、43、45、49及び52参照)

(2) 実効性のある事務事業評価を行うべき（意見）

各所管課において毎年7月頃に補助金を含む事務事業の評価を行い、当該評価結果調書を行政改革課に提出している。当該事務事業評価調書について平成24年度分～平成26年度分を閲覧したところ、当該3年度分（一部の補助事業においては平成25年度分と平成26年度分）について事業費等の数値以外の記載箇所（事業目的及び概要・事後評価・次々年度以降に向けた見直し）の記述が全く同じになっている補助金や、具体的な取組内容の記載が不十分である補助金が見受けられた。

事務事業の内容は毎年必ずしも同じではないことに鑑みれば、定性的な記載箇所の記述が複数年にわたり全く同じであることあるいは具体的な取組内容の記載が不十分であることは、当該評価が形骸化していると思わざるを得ない。事業目的の達成度を適切に評価し、課題や見直すべき点を記載することで、実効性のある事務事業評価を行うべきである。

(本編第4のNo. 11、17、24、32及び33参照)

(3) 交付先の中期経営（運営）計画に対するモニタリングを適切に行い、補助金の効果や必要性の検証を十分に実施すべき（意見）

運営費補助である場合、人件費や事務費など一般管理費的な経費全般が補助対象となり、事業費補助よりも補助金の効果や必要性の検証が曖昧になる傾向がある。よって、交付先の中期経営（運営）計画・年度計画の策定に関する助言・指導による実態把握や、計画に対する進捗状況のモニタリングが一層重要になる。しかし、補助金交付先において中期経営（運営）計画が策定されていない、もしくは策定されていても県によるモニタリングが十分ではなく、当該補助金の効果や必要性の検証が不明確となっているものが見受けられた。

運営費補助である以上、所管課としては単年度のみならず中長期的な観点から事業の有効性・業務の効率性を検討し、交付先の運営に対して適切な助言・指導を行う必要がある。そのためには中期経営（運営）計画が策定されていない団体には策定を指導するとともに、中期経営（運営）計画の進捗状況をモニタリングし、運営費補助の効果や必要性を十分に評価・検証し書面等で適切に文書化するとともに、事務事業評価調書等で評価・検証結果を対外的に公表し県民に広く周知すべきである。なお、可能な限り交付先が自立的に運営できることが望ましく、そのためには所管課が交付先と協力して自助努力の促進や自立的運営のための対応策の検討に取り組むことが必要である。

（本編第4のNo. 20、22、30及び40参照）

（4）交付先が策定した中期経営（運営）計画に基づき、補助金の交付方針を明確にすべき（意見）

運営費補助の場合、人件費や事務費など管理費を含む経費全般が補助対象となり、事業費補助よりも補助金の効果や必要性の検証が曖昧になる傾向があり、ひいては中長期的な視点での補助金交付方針が不明確となるおそれがある。

このため、所管課は、運営費補助の交付先において県のビジョンに沿った中期経営（運営）計画が策定されることを指導し、中長期的な補助金交付方針を明確にする必要がある。

しかし、所管課は、毎年度実施するモニタリングにより県のビジョンに沿った運営がなされていることを確認しているとのことであったが、補助金交付先は中期経営（運営）計画を策定しておらず、所管課による中長期的な補助金交付方針は明確になっていないものが見受けられた。

県のビジョンに沿った運営状況を確認しているのみでは、中長期的な視点での検証ができず、毎年同額程度の補助金が漫然と支給されている事態にもなりかねない。

このため、補助金交付先に、県のビジョンに沿った中期経営（運営）計画の策定を指導するとともに、中期経営（運営）計画に基づき今後どのような方針で補助金を交付していくのかを明確にすべきである。

（本編第4のNo. 17及び32参照）

（5）支出に関する証憑を入手すると共に、必要に応じて現地調査を実施すべき（意見）

年度終了時等において交付先より実績報告書を受領する際には、実績報告書に記載された補助金の使途の正確性・妥当性を確かめるため、支出に関する請求書や領収書等の証憑を確認する必要があると考えられるが、実績報告書について形式面のチェッ

クや前年度実績からの増減状況等を把握するのみで、詳細な支出内容のチェックまでには行われていない所管課があった。

現状は、支出金額の根拠となる請求書、領収書等の証憑を確認しておらず、支出金額の正確性や妥当性の確認が十分に行われていない。実際に関係資料や証憑の閲覧等を実施しなければ正確な実態把握は困難であるため、実績報告書とともに、支出に関する証憑の提出を求めることや、必要に応じて現地調査を実施する等の対応が必要である。

(本編第4のNo. 20、22、24、28及び47参照)

(6) 現地調査における実施事項及び実施結果を書面等で保管すべき (意見)

交付先より実績報告書を受領した際には、実績報告書の内容の正確性・妥当性等を確かめるため、交付先に出向いて関係資料や証憑の閲覧等の現地調査を実施しているものの、現地調査での実施事項及び実施結果が書面等で保管されていないものがあった。

関係資料や証憑等の閲覧を実施し、実績報告書の正確性や妥当性等を確かめたとしても、現地調査での実施事項及び実施結果を書面等で保管していない場合、何を実施し、その結果がどうであったか事後に確認できないことになる。よって、現地調査で関係資料や証憑等の閲覧を実施する際の実施事項及び実施結果を具体的に書面等で保管すべきである。

(本編第4のNo. 4・5・6、11、13、14、17、30、31、38、39、40、41、42、43及び55参照)

(7) 補助金に係る消費税等の仕入控除税額の有無を確認すべき (意見)

補助金交付要綱において、「補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、所定の様式により遅滞なく知事に報告しなければならない。」旨が定められているが、所管課では補助事業者から当該報告を受けておらず、消費税等の仕入控除税額の有無を確認していないものがあった。

補助金に係る消費税等の仕入控除税額がある場合、補助事業者は当該仕入控除税額分を負担しないこととなるため、当該部分について県に補助金を返還する必要がある。今回は補助事業者が「公益法人等」に該当し、補助事業者の特定収入割合が5%超であったため、補助金に係る消費税等の仕入控除税額はゼロであり、結果的には補助金の返還は不要であった。しかしながら、補助金に係る消費税等の仕入控除税額の有無の確認は必要であり、確認結果を適切に文書化すべきである。

(本編第4のNo. 30及び31参照)

【2】各補助金に対する結果及び意見の総括

1. 事業計画書について

補助金が適正に執行されていることを明らかにするためには、事業計画書に事業の実施回数等を具体的に記載し、実績報告書でその実施状況を確認することが重要である。しかし、各事業において取り組むべき課題として以下の事項が発見された。(以下の表中、左欄の補助金名の前に付した【】囲み数字は、本編第4の各節の番号である。)

事業計画書に事業の実施回数や実施時期の記載を求めるべき【意見】	
【19】 公益社団法人和歌山県青少年育成協会補助金	<p>当該補助金を受領するに当たり、公益社団法人和歌山県青少年育成協会は事業終了後に事業の実施回数や時期を記載した実績報告書を受領しているものの、事業計画書には実施する事業についての記載に限られ、事業の実施回数や時期に関する記載が行われていないものが大半である。</p> <p>このような現状では、本補助金で実施すべき全ての事業が計画通りに実施されたかどうか判然とせず、補助金が適正に執行されていることを十分に確認できないおそれがあることから、事業計画書に事業の実施回数や実施時期の記載を求めるべきである。</p>
事業計画書及び実績報告に事業の実施回数や実施時期の記載を求めるべき【意見】	
【53】 公益社団法人和歌山県体育協会補助金	<p>当該補助金を受領するに当たり、公益社団法人和歌山県体育協会(以下、「体育協会」という。)は事業計画書を作成している。事業計画書には体育協会が実施する事業についての記載はあるものの、事業の実施回数や時期に関する記載が行われていないものが大半である。また、体育協会は複数の補助金を受領しているものの、事業計画書の各事業名にはどの補助金で行われる事業であるか示されていない。</p> <p>このような現状では、本補助金で実施すべき全ての事業が当初の計画どおりに実施されたかどうか判然としないことから、補助金が適正に執行されたことを明らかにするため、事業計画書及び実績報告に事業の実施回数や実施時期等の記載を求め、県はその内容を確認すべきである。</p>

2. 計画に対する実績の進捗管理について

補助対象事業に係る計画が策定されている場合、補助金が計画通りに使用されていることを確認するために進捗状況を把握することが重要である。しかし、各事業において取り組むべき課題として以下の事項が発見された。

産地構造計画に対する実績が把握できる様式により実績報告を受け、補助金交付の効果を把握・管理すべき【意見】	
【46】 野菜花き産地総合支援	<p>知事の認定を受けた野菜花き産地構造計画(5ヵ年計画)の実績は、計画策定主体である農業協同組合から、目標年度終了後に報告を受けることとなっているが、計画期間途中において進捗状況を把握していないため、野菜花き産地</p>

事業補助金	<p>構造計画にそって補助金の効果が適切に表れているかを適時に確認することができない。</p> <p>このため、計画実施期間中にも進捗状況に関する報告を受け、補助金交付の効果について把握・評価すべきである。</p>
実績報告において事業改善実施事項を記載し、計画（目標）と実績を対比することで、事業改善計画の進捗管理を行うべき【意見】	
【51】 漁家経営改善対策事業補助金	<p>補助金の総額上限額は、交付先の水産業協同組合が作成した事業改善計画に基づき算定されているため、所管課は実績報告の中で計画に対する改善実施状況を確認し、その進捗状況を把握すべきであるが、現状、実績報告の中で改善実施状況を記載していないため、所管課は計画の進捗状況を把握することが困難な状況にある。</p> <p>このため、事業改善計画の実施状況が把握できるように実績報告書への記載を求めるなど、その進捗管理を適切に行うべきである。</p>

3. 補助対象経費について

補助金の補助対象経費の範囲については、補助金交付要綱で明確に定めておくことが重要である。しかし、各事業において取り組むべき課題として以下の事項が発見された。

補助対象経費に退職給付引当資産の積立額を含む旨を記載することが望ましい【意見】	
【17】 公益財団法人和歌山県人権啓発センター運営事業補助金	<p>本補助金の交付要綱において、補助対象経費とは、「補助対象事業に要する人件費及び事務費」と定められているが、将来における職員の退職金の支払に備えるための退職給付引当資産の積立額は、厳密には費用ではないため、補助対象経費としての人件費に含まれないとも考えられる。退職給付引当資産の積立額を補助対象経費として認めるのであれば、交付要綱における補助対象経費の記載は「補助対象事業に要する人件費（退職給付引当資産の積立額を含む）及び事務費」とすることが望ましい。</p>
補助対象経費の範囲を交付要綱に明確に記載すべき【意見】	
【32】 和歌山県産業支援事業費補助金	<p>公益財団法人わかやま産業振興財団が行う産業支援事業である「専門技術研究会事業」「企業交流促進事業」については、財団の自主財源及び企業負担金にて事業を行っているため、これらの事業費に対して補助金は交付されていない。しかしながら、交付要綱には当該事項が記載されておらず、補助対象経費の範囲が不明確である。</p> <p>交付要綱における補助対象経費の範囲が不明確であると、誤解や拡大解釈等により交付要綱に定める補助対象経費とは異なる経費に対して補助金が交付されるおそれがあるため、補助対象経費の範囲は交付要綱に明確に記載すべきである。</p>

4. 実績報告書について

実績報告書は、補助金交付の適切性や使途が妥当であることを検証できるような内容であること、またその検証結果を適切に保管しておくこと等が重要である。しかし、各事業において取り組むべき課題として以下の事項が発見された。

補助対象事業の事業費総額と、そのうち補助対象となった経費を実績報告書に明示すべき【意見】	
【11】 和歌山社会 経済研究所 調査研究事 業補助金	<p>実績報告書に添付している収支決算書に記載の決算額には、最終予算額と同額が記載されており、予算額以上の支出があったとしても収支決算書では把握できない記載内容になっていた。</p> <p>補助対象事業の事業規模や自己財源の有無が把握できず、補助対象経費の範囲も不明確になるため、補助対象事業の事業費総額と、そのうち補助対象となった経費を実績報告書に明示すべきである。</p>
実績報告書の検証結果を書面等で保管すべき【意見】	
【15】 和歌山県地 域公共交通 確保維持事 業費補助金	<p>補助金交付額の適正性を担保するために、県、国、市町村、住民代表等で構成される協議会において、事業者から提示された収益の根拠資料（乗降調査等）等を閲覧しており、所管課においても根拠資料の正確性を閲覧やヒアリング等で確かめているとのことであるが、当該検証結果が書面等で保管されていない。</p> <p>実績報告書の検証結果を書面等で保管していない場合、何を実施しその結果がどうであったか事後に確認できないことになる。また、実施事項をあらかじめ定めおくことにより、所管課担当者が交代した場合でも、実施手続の漏れや失念を防止する効果が期待できることから、実績報告書の検証手続及び検証結果を具体的に書面等で保管すべきである。</p>
実績報告書において参加人数を報告させるべき【意見】	
【18】 和歌山県青 少年育成事 業補助金	<p>本補助金の交付要綱では各事業における対象団体、組織について、一定人数以上の参加を求めている事業がある。それらについては、実績報告書において適切に参加人数を報告させる必要がある。</p> <p>青少年地域参加促進事業について、活動主体となる青少年組織は15人以上の高校生及びその年代を中心とする青少年を会員として組織されなければならないという要件があるが、実績報告書において参加人数の報告がされておらず、補助対象となる青少年組織であるかどうか判断できない。よって、実績報告書において参加人数の記載を求める、又は参加者の署名等で参加人数を添付する形で報告させるべきである。</p>
補助対象事業に関する決算書の提出を求めるべき【意見】	
【22】	<p>実績報告書に添付されている決算書には当該補助金の収入及び支出以外の</p>

和歌山県いきいき長寿社会センター運営事業補助金	<p>他の受託料収入とこれに関する支出も計上されており、補助対象事業と決算額の対応が明確にはなっていない状況である。</p> <p>実績報告書に添付される決算書には、法人全体の決算書ではなく、補助対象となっている和歌山県いきいき長寿社会センターの運営に関する収入及び支出のみを計上し、補助対象経費と決算額の対応を明確にすることが必要である。</p>
実績報告書の提出期限の遵守を徹底すべき【結果】	
【53】 公益社団法人和歌山県体育協会補助金	<p>本補助金の交付要綱において、「補助事業が完了した場合は、その日から30日以内または翌年度の4月10日のいずれか早い日までに実績報告をしなければならない。」とされている。しかし、平成26年度における当該事業に関する実績報告書の提出日は平成27年4月30日となっており、最終期限である平成27年4月10日の期限を過ぎて提出されている。</p> <p>交付要綱の定めに従い、提出期限を再度周知して、期限通りの書類提出を求めるよう徹底すべきである。</p>

5. その他

その他、各事業において取り組むべき課題として以下の事項が発見された。

補助金交付額の正確性を検証するとともに、検証結果を書面等で残すべき【意見】	
【7】 日本私立学校振興・共済事業団補助金	<p>当該補助金は、県が私立学校振興・共済事業団に対し事前に補助率を通知し、共済事業団が作成する幼稚園、小学校といった学校区分別の補助対象人数と補助金交付額の明細（「加入人数通知」）に基づき、補助金を交付している。よって、補助金交付額の根拠となる共済事業団からの「加入人数通知」の加入人数の正確性を検証し、その結果を保管すべきであるが十分な確認が行われておらず、検証結果も保管されていなかった。</p> <p>現状の方法によると、私立学校振興・共済事業団からの請求額が適切に確認されずに、過大な補助金を交付する可能性があることから、学校基本調査等で得られた教職員数の情報と、共済事業団からの「加入人数通知」との突合せにより正確性を検証するとともに、その検証結果を書面等で適切に残すべきである。</p>
審査表にコメント等を記載できる様式に見直すべき【意見】	
【12】 文化・スポーツ振興助成事業補助金	<p>当該補助金の交付先は文化・スポーツ振興助成事業選考委員会で審査及び選考が行われるが、当該審査においては、5段階で評価されているが、採点表には、1から5までの数値が記載されているのみで、審査を行った各委員の業者選定に対するコメントが記載されていない。</p> <p>採点表には、数値のみの採点結果だけでは、評価の理由が不明瞭であるため、必要に応じてコメント等を記載できる様式とすることを検討されたい。</p>

選考委員会の議事録を作成すべき【意見】	
【12】 文化・スポーツ振興助成事業補助金	<p>文化・スポーツ振興助成事業選考委員会は当該補助金の交付対象事業の審査及び選考を行うために開催されるが、議事録等は作成されておらず、どのような選考過程を経て決定されたか、またどのような審議が行われたか分からない状況となっている。</p> <p>交付対象事業の選考過程に関して透明性を確保する観点から、選考過程や審議内容が分かるよう選考委員会の議事録を作成し保管することが必要である。</p>
収支予算書の各費目の積算根拠を記載するよう求めるべき【意見】	
【12】 文化・スポーツ振興助成事業補助金	<p>当該補助金の交付申請時には交付申請書と合わせて収支予算書も提出されるが、現状の収支予算書では、補助対象経費の各費目の合計の金額しか記載されていないため、積算根拠が分からず各費目の金額が妥当かどうか判断が困難となっている。</p> <p>例えば、単価に回数を乗じた合計金額を記載する等、積算根拠まで記載するよう事業者に求め、各費目の金額が妥当かどうか判断することが必要である。</p>
経費区分を詳細に記載するよう指導すべき【意見】	
【13】 地域・ひと・まちづくり補助金	<p>本事業の実施要綱によると、補助事業に要する経費の配分を変更する場合はあらかじめ知事の承認を受けなければならないと定められている。しかしながら、収支予算見積書及び収支決算書を閲覧したところ、支出の部の経費区分が詳細な項目ごとに記載されておらず、経費の配分の変更の有無が判断できないものが見受けられた。</p> <p>当初の収支予算見積書から経費区分の変更があった際にその内容を把握できず、知事の承認を得ずに経費配分の変更が行われる可能性があるため、収支予算見積書及び収支決算書の経費区分は、詳細に記載するよう事業者へ指導する必要がある。詳細な経費区分を把握するため、同要綱や取扱要領にて経費区分に記載すべき経費の分類等を定めることも一つの方法として考えられる。</p>
事務事業評価調書に補助金交付による成果をより具体的に記載すべき【意見】	
【26】 看護師等養成所運営事業補助金	<p>当該補助金の交付は、看護職員養成強化対策事業の一環として行われており、当該事業に係る事務事業評価調書において補助金の評価が行われる必要があるが、現状では補助金を交付したことの実績の記載に留まっており十分な評価が行われているとは言い難い状況である。</p> <p>当該補助金の交付目的は、日高看護専門学校の開設後3年間に限り運営費の一部を補助することであるため、成果指標を設定し定量的に評価することは困難であるものの、補助金の効果について具体的に説明し評価を行うことは必要である。</p> <p>今後は、事務事業評価調書において、補助金の効果について具体的に説明し、客観的に補助金の目的が達成されているかが分かるような内容を記載するこ</p>

	とが必要である。
事務事業評価調書に実績値及び次年度の取組について記載すべき【意見】	
【28】 和歌山県が がん検診推進 支援事業補 助金	<p>現状、第2次和歌山県がん対策推進計画の中で、補助金の目的達成度や効果を測定するための成果指標としてがん検診受診率を設定し、毎年度当該受診率の達成に向けて取組、年度終了後には実績値を把握し次年度の取組について見直されている。しかしながら、各所管課で毎年実施される事務事業評価の結果調書へは当該実績値と次年度の取組について記載されていない。</p> <p>毎年度実施される事務事業評価は、事業目的の達成度を適切に評価し、課題や見直すべき点を事務事業評価調書に記載することで、実効性のある事務事業評価になると考えられる。したがって、現在所管課で把握されている当該受診率の実績値や次年度へ向けて見直された取組内容について、事務事業評価調書へ記載すべきである。</p>
他の市町村へ効果的な取組についての情報提供を行うべき【意見】	
【28】 和歌山県が がん検診推進 支援事業費 補助金	<p>当該補助金の目的であるがん検診の受診率向上のため、各市町村で独自の取組がなされているが、所管課はこれらの取組に関して他の市町村へ情報提供は行っていない。</p> <p>所管課は、受診率向上のためにどのような情報発信を行ったか等を実績報告書にて把握し、特色ある取組がされている場合は、他の市町村へ受診率向上に資する効果的な取組例として情報提供を行うことが望まれる。</p>
実績報告書受領後適時に現地調査を実施すべき【意見】	
【30】 組織化指導 費補助金	<p>補助金交付先から受領した実績報告書の内容の正確性・妥当性等を確かめるため、所管課では補助金交付先に対して現地調査を実施しているが、平成26年度分の実績報告書に係る現地調査の実施時期が平成27年8月であり、実績報告書受領後適時に現地調査を実施できていなかった。加えて平成25年度分の実績報告書に係る現地調査の実施時期を確かめたところ、実施時期が平成27年2月と極めて遅かった。</p> <p>現地調査の実施時期が実績報告書受領してから遅くなればなるほど、現地調査の実効性が低下することになる。実績報告書の内容の正確性・妥当性等を確かめるために実施する現地調査は、実績報告書受領後適時に実施すべきである。</p>
視察に同行した外部専門家には、内容の伴った調査報告書の提出を求めるべき【意見】	
【34】 わかやま地 場産業ブラ ンド力強化 支援事業費	<p>補助金の交付先企業において、外部専門家に謝礼を払って海外視察を行っている企業があるが、一部の専門家の調査報告書について、若干のコメント程度の記載に留まるなど、内容・量ともに十分とは言えない状況が見受けられた。</p> <p>交付先企業が主催する海外視察に同行する外部専門家は、その有する専門知識を活かして、交付先企業、ひいては県の地場産業の活性化、振興等に役立つ</p>

補助金	<p>ような意見を提言することが求められる。県の補助金が使用されている海外視察が効果的なものであったことを評価するため、交付先企業に対して内容の伴った調査報告書の提出を求めるべきである。</p>
毎年度末に事業の総括を行い、委託先企業へ有用な助言・指導を行うべき【意見】	
<p>【36】 未来企業育成事業費補助金</p>	<p>現状では、1企業に対し1年間の事業補助が行われることから、事業年度が終わった段階で補助金交付先である公益財団法人わかやま産業振興財団に概括的なヒアリングを行っているのみであり、毎事業年度後に総括を行い、今後の企業の事業展開に対する助言・指導までは行っていない。</p> <p>補助金交付対象の事業は研究開発の基礎段階であり、目に見える成果が出にくい状況であることから、毎年総括等を行えば、漠然としたまま補助金を支出することになってしまう。毎事業年度末に補助金支出先の各事業について、ヒアリング等で現場の生の声を聞き、事業計画に対する進捗状況や成果を確かめる等、事業の総括を行うべきである。そして、委託先企業へ必要な助言・指導を行い、委託先企業の成長に有用な事例や情報があれば情報提供し、交付後少なくとも3年程度は支援した研究開発の進捗を把握して当該補助金の効果を測定するとともに、今後の補助金交付先決定の参考にすべきである。</p>
補助金を利用する企業数を増やすような施策を実施すべき【意見】	
<p>【37】 先駆的産業技術研究開発支援補助金</p>	<p>当該補助金は当初予算に対して交付実績額が毎年約5割程度となっており、当該補助金を利用する企業が少ない状況が見受けられる。</p> <p>県によると、企業の研究開発への取組は経済情勢等に左右され、申請件数、規模ともに予測しづらい部分があるものの、十分な予算を確保して県内企業の技術開発を支援するという姿勢を示すためにも当該予算を確保しているとのことである。</p> <p>当該補助金が広く利用されるよう、交付要件を再検討し、県内の企業の実情に合った技術水準要件を設定すべきである。もしくは制度を周知徹底する等により、当該補助金を利用する企業数を増やすような施策を実施すべきである。</p>
補助対象先の例外規定を適用する際には判断過程や根拠を明示すべき【意見】	
<p>【44】 観光施設整備補助金</p>	<p>本補助金の交付要綱では「市町村及びその他特に知事が適当と認めるもの」に対し補助金を交付する旨が定められており、今回「その他特に知事が適当と認めるもの」として鉄道事業者が補助対象先となっているが、鉄道事業者を適当と認めた記載がなかった。</p> <p>「その他特に知事が適当と認めるもの」は補助対象先の例外規定と考えられるが、例外規定を適用する際の判断過程や根拠が不明確であると、当該規定が乱用されるおそれや、補助金の公平性が損なわれるおそれがある。よって、「その他特に知事が適当と認めるもの」と判断する場合は、その判断過程や根拠を</p>

	書面等で具体的に明示すべきである。
事業評価を実施すべき【意見】	
【45】 小規模土地改良事業等補助金	<p>通常は各所管課において毎年7月頃に補助金を含む事務事業の評価を行っているが、本件の小規模土地改良事業は公共事業（二次要求事業）に該当するため、事務事業評価の対象にはなっていない。また、公共事業のうち事業採択後一定期間（5年）を経過した後も未着工である事業、事業採択後長期間（10年）が経過している事業等については、和歌山県公共事業再評価委員会（第三者委員会）で事業評価・見直しの再検討が行われるが、本件の事業は当該継続事業に該当せず、事業評価を行う機会が事実上ない状況である。</p> <p>事業評価・見直しの検討が適切に行われていない場合、有効性・必要性が十分に検討されないまま事業が実施されるおそれがある。よって、明らかに事業評価が必要ないと判断できる事業を除き、事業評価を実施すべきである。</p>
事業主負担の金額の根拠となる資料の提出を求めるべき【意見】	
【48】 林業担い手社会保障制度等充実対策事業補助金	<p>本事業の実施要領において、交付申請書等に添付する書類が定められているが、各補助対象事業区分の採択基準を満たしていることが分かる資料の添付を求めている。</p> <p>当該補助金は、事業主が各種保険等の事業主負担分を支払った後にその一部を助成するものであり、事業主が実際に負担した金額に対して適切に補助金が交付される必要があるため、補助金の交付申請金額が適切であることを検証できるように、事業主負担の金額の根拠となる資料を交付申請書に添付することを求める必要がある。</p>
再配分の過程を事後的に検証できるよう適切に保存すべき【意見】	
【52】 和歌山県市町村道路事業県費補助金	<p>当初の交付決定に基づき各市町村が行った道路事業について、年3回程度、補助額の見直しを行っている。具体的には、入札の結果等により工事費が少なくなり、不要となった補助金を他の事業に再配分している。</p> <p>平成26年度の再配分の過程を示す資料を閲覧したところ、県内のある市で不要となった補助金が、当初の計画には無かった同市の他の道路事業費の補助金として振り替えられていた。当該不要となった補助金の再配分について、県内の全市町村にメールにて通知し、変更交付申請の機会を与えたとのことであるが、当該周知メールは保存されておらず、周知していることを事後的に検証できない状況となっている。</p> <p>本事業は国道、県道等を補完する道路事業に対して補助を行うものであることから、県内の全ての道路事業の優先度を順位付けして補助金を再配分すべきであり、補助金が公平に再配分されていることを事後的に検証できるよう、再配分の過程を適切に保存すべきである。</p>
変更申請書類の提出を求めるべき【結果】	

<p>【53】 公益社団法人和歌山県体育協会補助金</p>	<p>本補助金の交付要綱によると、補助事業費額の 20%超の増減額の経費配分の変更を行う場合は、補助金変更承認申請書、変更事業計画書及び変更収支予算書を提出しなければならない旨が定められている。</p> <p>平成 26 年度の体育協会の収支決算書を確認したところ、旅費交通費は補助事業費予算額の 20%を超える増額配分が行われていたが、交付要綱で定める変更申請書類が提出されていなかった。</p> <p>交付要綱の定めに従い、補助事業費予算額の 20%を超える増額配分を行う場合には、変更申請書類の提出を求め、県のチェック機能を有効に働かせることが必要である。</p>
<p>監事のうち少なくとも1名は大会の開催に関係する機関及び団体の役職員等以外の者が就任することが望ましい【意見】</p>	
<p>【54】 和歌山県体育・スポーツ振興事業補助金（平成 27 年度全国高等学校総合体育大会開催準備事業）</p>	<p>平成 27 年度全国高等学校総合体育大会和歌山県実行委員会会則では、「監事は大会の開催に関係する機関及び団体の役職員等のうちから会長が委嘱する」と定め、関係機関及び団体の職員である県会計局会計課長及び和歌山市会計管理者が監事に就任している。</p> <p>実行委員会における全ての経費が補助対象であり、かつ実行委員会の事務局運営は所管課職員が行っている状況下では、実行委員会の会計監査・業務監査を担う監事の独立性の確保は重要である。よって監事のうち少なくとも1名は大会の開催に関係する機関及び団体の役職員等以外の者が就任することが望まれる。</p>

以上